明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（六五）　六
○児童福祉法等の一部を改正する法律（六六）　一〇
〔政　令〕
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一四）　一九
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（二一五）　二〇
○予算決算及び会計令の一部を改正する政令（二一六）　二〇
〔府　令〕
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三九）　三
〔告　示〕
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第八条第一項第二号の内閣総理大臣が指定する交付金を定める件（内閣府七〇）　二五
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第一条の規定に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し主務大臣の定める基準を定める件の一部を改正する件（農林水産一〇〇七）　二六
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、国の負担又は補助の特例に係る津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準を定める件（同一〇〇八）　二六
〔官庁報告〕
法　務
判決（最高裁判所）　二七
国家試験
二千二十二年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）公告（人事院）　三一
二千二十二年度刑務官採用試験公告（同）　三三
二千二十二年度入国警備官採用試験公告（同）　三五
二千二十二年度航空保安大学校学生採用試験公告（同）　三六
二千二十二年度気象大学校学生採用試験公告（同）　三七
二千二十二年度海上保安大学校学生採用試験公告（同）　三八
二千二十二年度海上保安学校学生採用試験公告（同）　四〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
裁定表記載関係　四二
裁判所
破産、免責、再生関係　四三
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係　四四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五七
会社その他
会社決算公告　五九

本号で公布された法令のあらまし

◇自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（法律第六五号）（国土交通省）

一　自動車損害賠償保障法の一部改正関係

1　目的の改正

この法律は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立するとともに、これを補完する措置を講ずることにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　紛争処理に対する時効の完成猶予及び時効の完成猶予の付与等

(一)　時効の完成猶予

保険金等又は共済金等の支払に係る紛争の調停（以下「紛争処理」という。）による解決の見込みがないことを理由に指定紛争処理機関により当該紛争処理が打ち切られた場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争処理の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争処理の申請の時に、訴えの提起があったものとみなすこと等とした。（第二三条の一四、第二三条の一七第四項及び第二三条の二一第三項関係）

(二)　訴訟手続の中止

紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができること等とした。（第二三条の一五関係）

(1)　当該紛争について、当該紛争の当事者間において指定紛争処理機関による紛争処理が実施されていること。